平成２９年（フ）第１３８号
青森市浪打２丁目12番９号　コーポビクトリー２号館104号、申立時住所青森市大字雲谷字山吹93番地１
債務者　今　　裕行
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９２４号
名古屋市港区野跡４丁目３番４―903号（みなと荘）
債務者　齋藤小百合
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２５号
名古屋市港区野跡４丁目３番４―903号（みなと荘）
債務者　舘　　まや
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６０号
名古屋市南区源兵衛町４丁目1389番地の３　カーサプリンチペ103号
債務者　立石　健祐
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
滋賀県近江八幡市柳町１丁目590番地17、前住所滋賀県近江八幡市若宮町305番地
債務者　堀　　正子
１　決定年月日時　平成29年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第７７号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸849番地22
債務者　前田　琢磨
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８０号
福岡県飯塚市大日寺569番地１
債務者　岩川　秀子（旧姓椎田）
１　決定年月日時　平成29年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１６０号
長崎県長崎市青山町15番９号　カステラコーポ201
債務者　藤岡　慎也
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１号
秋田県湯沢市皆瀬字中ノ台39番地
債務者　高橋　知邑
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２１３号
函館市富岡町３丁目４番19号
債務者　名平しのぶ
１　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７０号
和歌山県岩出市中島257番地の４（102号）
債務者　塩山　鈴美（旧姓堀田・藤山）
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２号
和歌山市北島14番地35
債務者　安田　一義
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１０７号
岡山県総社市中央１丁目４番11号　仮谷アパート
債務者　西山　文子（旧姓守安）
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
岡山県都窪郡早島町早島907番地17　小川コーポ201、前住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地751　ナシミエント203号室
債務者　加納　雅子
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
岡山県総社市槙谷3119番地
債務者　井口眞喜子
１　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
北九州市小倉南区若園４丁目13番42号（ウイング若園Ａ―101）
債務者　関山　晴江
１　決定年月日時　平成29年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４６９号
北九州市門司区花月園13番27―301号
債務者　久富　祥雄
１　決定年月日時　平成29年８月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部